京兆府尹記文

從後至五

六

13
668
6

113
697
17

大正十五年二月
花房仙文部氏寄贈

京都府戸誌事　巻拾四

安永七戌年より八幡清水寺之儀

旧記岩清水八幡宮ハ清和天皇御宇貞観二年行教和尚勅命ニ而豊前宇佐ヨリ勧請ス

其後清和天皇ハ清和源氏之祖ニ而ハ清和ヨリ五代之孫ニ当ル

近年大神宮ヨリ八幡宮ニ付書付ハ顕書文永之世ニ書ス

何レ上古之事ハ不詳ニ而ハ

大神宮ヨリ社領之儀ハ元禄之比ハ

ニ付村職当寺難相成ニ付住持同断
ワん特西住之させ不申候ニ付當寺ハ為借用
印者ニても一切無之方滅の儀取計いたし
申候へ共私ニ付不申候

銀七百九拾七匁壱分
此金壱両三分弐百文拾七匁五分

外ニ除米人

銀六百八十匁四分
此金壱両三分弐拾五匁
差引金千五百拾両三歩滅之分六拾弐文

右之通り法隆寺ニ付村方道ハ除
寺社御奉行所ヘ申上候ニ付去年金壱両六分
七ヶ月分ニ付旧例之通り拾壱匁
住持利分之儀ハ入用ニて御道普請ニ相成候
職分之の取計相済候ニ付又寺社奉行所ヘ申上
候ハ御用金壱両ニ付為滅か候ニ付御通行之節
や是迄何事相済候ニ付我等申付候
らん此ハ四五年以来として何か先例之通り
なるに当寺ハ去る御用滅せしめ候ハ
伺ひ候也御上の御頼ニ付申上候

此人し御徳行第一の御事にて御出頭ハ殿下なりとも其の
山中に住ハ御法後の御存あるへしと筆道まて御法度まて御道
学者たりし此御事にて御出頭にてあらし御きまり
正直に教えられ十五の年より御手習をし尊みて御の御所に
いて御書を御らんハ日本国中の名筆ハ御手習あるへきとなれ
ハ御の御手本とハ御らんへいふて御子孫の御方様にも伝へありて
本意をとけまいらす者にハ不及本意の至極なり
東都にても右筆職之家は日本中にかたく御年寄の
ほかにて御用事にハ御筆の役目を仕るへき身ハ八幡大菩薩
御流を以て御家に筆を残して御寄進の心を申す

こそかやうの御目利さへ四條黒主のふ旅住し山来の
武運は村々のすみすみまて住ひ毎紅漉線を染し紅綾を
着し鬼山神祇をとして御遊学の御事は是非に入念を
かれ江宗四すへからくの家業を令すして是非に前年に
ならすして判職人引文人請負人携りて稀なるの
御筆によりて人丈あるすき大円なる紫ハ判紙
書写の御筆も御外部のもの私とも紀はすまき
なりまた御名をも又紙にもまかりなりの拡ひ
ても厳書の者着御役人すはし大円なるて丈
紙をなすハ八幡山崎淀稲田ハ向縁を通寄鏡の者ハ

何やまも角やまもよねうるしあらみ様の御事な
様にも思召しみ幸を遊ばされ御意の上にも
またら遊ばし御事ハ度々下小袖を着られて天理と
思ひ召しも是非なく存分なく外ニも有へき御座
ないやうに節会ひきハ八幡山浅野様御松杉丸にて
様の御意を識者一統ニ申しとりあれハ禅遊ばされて
旅籠へ御持参する所御使者ニ而詩其後御様く
来ル御家の衆の者仏是をうつさしめ御ありて御なく
へき丈ケ御書写して御意をまつて引き通し八ヶ条名
意を写し様へまゐらんと御殿中国様の御事札み

の日を遂了后れ宜れハ安房守の任ニ而弥に御座
御遊覧遊ばされ候所此所ハ安永八亥年の二月
初会の事なりしか早速大都督様へ御礼申上げ
大納言様二度目に而御在府御着手配り御せられ申候
御沙汰も御見倒によつて御座候様被仰御遊覧ニよ
御内意御倒被仰し御大御の御殿中様の御依頼申上
殿上様大納言様の御職掌を御ふの不うかし御礼
出来にいふしおもらひかやう事の所義方ハ御遊
御の殿中御事ニ御殿中御家中山城守殿ハ江戸の四
国も明年の萬治任候の方御書さ御し御中

然れとも日本書に付私の傳文蔵置なり

傳ヶ曰大納言様御儀ハ家基公と申上奉る

上様御嫡子ニ而十八歳ニ而御卒去 御名遣ましけれとも 御早世

あらせられて此御事ニ付て残らる義ありて

御注目なりし 御君ハいつれを御位ニ御立せられん

と評義ありしなかに 一橋殿御子をと定めけれは

大納言様薨去ニ付ても いろいろ有て 御法ニ付

れども何故ナリ申に付 此段 御遣し 殿ハ至極也

ハ納めの月ハ三位大納言之御格式 御昇進

ありて 孝恭院と申奉るなり 其御事

とかや 御母公ハ 御部屋様 お品の方 薨去の後

蓮光院様と申奉る 其後 御落飾ありて

天下御治世ありしかハ 蓮光院 御位三位の 勅許

を蒙りて 御母堂の 御格式に 桂昌院様のことく

従一位をも 御進て 有らん かと思召候 殊

御母堂ハ 御所の御年ハ まさに 御世の 御事

と申事 御座候 あまりて 御病根ハ 御座

[illegible] なりとて 深く御役を 御限り 御座候

[illegible] 御遣 も 御座候の 不 御約 ニ 候

あまりて まさ 御名 様 ニ 候 年 御 近 御 座 候

伊予守は京都御用付て戌年とあし御返事ありとあり
ゆり被遊某草見分として此事ハ京都御用付の役それは
猪因幡見物をもつて引合候て取し候ハ、諸役人
とハ云ハ誰ともへ入ず元来京都の長ハ所度
大部軽く其身此節御例其年も一ツとあし
其御用帳にて御役方の越前ハ八幡宮御年寄衆ハ取回
五ツ時御渡り御川御沙汰別紙御使へ相渡し候
一近江守勅使年の白昼の御殿に相渡しまて
別紙之通として田中左近年寄両人ハ京都役所に
関東へ年より之れ申遣す別紙菖蒲草拾枚銀弐拾枚献上

御老中方より年寄衆御例の通りの方へも拾枚
御役人へ遣して金子すつ京都の大部軽く七
十枚御用掛の役人衆へ拾枚御役人へ拾枚銀
其方ハ拾枚一枚ずつ銀一枚造へ御例たゝ出の拾八幡
宮御武家の衆ハ此地更科村の神役のもの
府の白なれし草の人々を拾のためしと御判さ
藤の京都を出して拾の余所の御沙汰申付し候也
浄てこの時ハ拾ハ白銀を成しに一両ずつ別紙
御用所を以御使代の御衆よりの御用掛ホて
地方役するのかへいすりはし貴要ハ何でもず候

なく勝武の文字を字なりとして武田に出るもの
訴訟に当りて板部に出て大印を上杉謙信に用ひ
のるべし寿丸殿の八幡宮の御武運
を祈て是一領馬具一領を新造仕候年兎も
御祈願の為の御望に出るを所望する
よしいつ成を立松丸に御武運を祈
願をそなふもの有るいふ出るを祈願
四ヶ寺すまと表うさるの願ハ如何ようにきまりなく
法印の為のわたのくに祈願の為の八日に
歳暮の引揚をすきて自然と願を来するものこと

所定なくとも下に成吉寺別すとそこそこ元年
三ヶ月の後之春うを以て胴尾の羅を作り勢揚を
すに三月末の頃死に来を拾中法印ハ十ヶ月表
を下に別来り成吉寺に行に主蔵の方に吹く味
すに山門小を御しるる者ゆく公義を取法印の羅
別は是師岩舞七良之侍をめ乗山なりしを祈を
ゆるを別をもよりそ（法ら）もうを取て来法兎ハ
御祈願の為の兎の上を白銀をもつて色を立蔵の命
兎の法之主を生ずこれハ去綱をもつて寿の八幡宮
今の寺坂寺す銀ハの枚銀廻ハ御祈願の祈願ケ

同毛すなわち明毛ものハ背筋の長さを上下に法り
中央定枝を付て[illegible]付ものを[illegible]なるもの是なり
と[illegible]実[illegible]実[illegible]なるものふ光の[illegible]
[illegible]なり先ハ[illegible]兵衛丹波一国を[illegible]
大江山鉄砲越の[illegible]
海[illegible]
[illegible]
地[illegible]
なを云ふい　[illegible]
[illegible]

[illegible]
馬市[illegible]
[illegible]
[illegible]

人毛の馬市
毛の長さ四五寸[illegible]
[illegible]

陸西八郎為朝の箭の根
巾八寸長サ[illegible]

[illegible]

拾壱の為年金仰付
徒金七賀寸色ハ今のめくはきをと

大坂の諸寺しゝ

祝元一ヶ九寸中ニ寸切鉄を以て作ル

何も古人の名面ハ[illegible]

京都府少記事巻之拾四

京都府尹記事巻之十五

祝ゝの所をすゝもる所ゝ
[illegible]所の庭を作ル

寺社 越古寺ハ[illegible]武ハ[illegible]人
[illegible]の所ハ本の所ハ[illegible]
[illegible]代の家本ハ人[illegible]人の内書
代を人ゝ家ハ[illegible]所在名[illegible]

[illegible]

一 同人 井上喜兵衛へ
一 同人 河井次左衛門へ
一 同人 前田宗之丞へ
一 重松七左衛門へ
一 徳武孫右衛門
一 今井九兵衛へ
右中村喜之丞井上喜兵衛儀其内ニ而御殿御役勤候者ニ而
を預ケ申候へハとりしか浪人と被仰付

依之河井次左衛門重松七左衛門徳武孫右衛門三人ハ浪人被仰付
何レモ善代ニ而致心得申候宗右衛門儀ハ浪人ハ前田
宗之丞ハ武造一代の男ニて世上ニ而之沙汰も能智
なんの役ハ只人を請候ニ付尤其ニ而も不申候
河井次左衛門人も能候而下ニ而之役ニ付候
事とも存し候而在所ニ而被仰付候事ニ候ハ細
御用なり格式河井次左衛門儀ハ大事ニ存候
同人ハ勤も可在之ニ付代々之家石高
新八郎ハ不届なりしか細川ニ而浪人と成候事
跡目を被仰付候之処上ニ而御意之事

ゆうらる信人の業なり右の寄成高身にうし抔世話り
いたし共に私欲なく事ましく仕安なり様々入用り
金其高無貸付し差引を為すをいめしつれ不法を
吟味すへし若行さしか成統をもられ集まりへ成って
入込者有の外に思数よ引され陳おに成へきほど
にて我簡いたし是られ作るまし いたし為也頃も
すとしめいつかせく不ひ居られしが難も今節の
自由を得るなれいうる者ハ人仕よていつる
衣食の由あるに無きされ共何業を寛なてれ
申やく何ぞし金高を集メ元役を迎らし元金だる

右高無計り集まりも又を以て江戸表の訴て直判を以て
貸金なくしも他の知せす為扱の訴よもなくし百集総
々様くと成する事をいふを職様に訴ふ不道で召きた
言ふ御せらるし言ふ所し衣食の元師よ上る企業
を早り貸尽仲間治め仲間無級る仲間ホさ其法定
の仲間何ケ八高高の年寄元なしとも決り惑し三枚
五枚割合を一枚ふ限無月掛の高追併とすかく札三枚
の様り成中り能きとも其事を推みうけなは色大角左て
高の除無を出し所をいふ合し我色ハ無無仕ハ高くし
と任し所人共をまし生き振るまころ訴へし斟を究して

此をもつて然ハ或る人云けるハまさ枕のけたを植たりと云
まの九郎判官も有しけるとしらすのころ郎等
誠に来客法事して評議ハ聞合候をなしても
もし御仕物をなからハ又切すけハ此ところ大儀か
御心得に枕のけ切りて法事へし見せても尺限ろ方と
植たに組立る目の枕のけ松数或ハ百本程或ハ百
本月斗りに保る所ハ重そハ浮たすらしきもの何れハ
これら十人或ハ千人をもて組立して継かけて浮を付へし
時ハ天下ハ事ても中し浮送付のすへし依之庭を作り
札客来てすい川家の代を拒絶しえもちてなのはし

を以て此人庭をすすきにてなしたまふ天橋立を
まつていつれも浮島すへしまつ城南寺を見せしけん
ましを庭作らむも其池を御帝の庭にて浮き流れ
まうすの花の流し川の如くして川見を京を
の事なるとも庭を流しも流しならしここに植ておくと
庭の前は枝川田方けしきなら浮き京守の競ひ流し
庭石四人踏石ととなる左岸ハ山桜を植なへて
草木庭の松竹ハ見せて蔵の庭と見し庭の風をかへて
まして庭をハ大池なしまい川中十三ヶ所斗りの池
何れも今ハ築山作り本りの古松の大木を京宮の庭を

なし自然の山水とし玉樓もおよはつて高き山の年
思ふ人もなにといふりたつ笠松の昔ながら八人堂の宮
え経蔵竈あり 覚ハむかしよりの本堂の煙竈なり現在寺より 中村内蔵助とかやの西おもて寺から依之
新本堂の天保の火災より消失す まき相をも鶴打相を段す白流れ二
拝殿ありして清き十なる清水の七條の御出す清き
山のこゑにハ條延屋ありて南面さしハ薩摩柿をて尾根
うらんまわりに表ハ神代杉を以てすへて檜わり
天井杵をもつ一式に亂澄の格天井かりけり菊の花
欄を横へよりまを織中色ハ蓮の御紋ありて彫板
檜を大木まきハ精のせいはしたりけり池水より小流れを

ひて曲み浅ハ直なり一の茶屋をきりけり思ひまとに三代目の
斎景あり罷りて秋郷かうきりの表にありてあり小川
の流れをもて田ありける所に往古往古ハ里見の翁
居をゑりさしに松杵井野五郎出家の号を云せす
府中まち明毎に寄に来り三往を枯し田甫の東を
なはれて後の辛苦茂忘をれ又つひハ民の辛苦を
常をこらに識しよき辛苦を察し詞道にみれ
やしまさ情懇をさしと世人篤とよう此中央なり
天照大神宮たりたハ八幡宮なりまる大明神と
ころかず耕わの稲をもつて此神住を拝と民まなり

前行き長さ六間余地の西側なり北より池中
へ五七尺長さ五間巾一尺五寸ほどの
紅梅白梅行列の写しに柳の木植行列を
表すとて高さ二尺の台を作りたる座なり世話人
方より池中へ突出して長さ五間巾の
中ハ幅三間迄の平舞台柳木にて拵
植行列両度くぐりきりしまさつきを
八重一重の桜樹中に有り浮舟の舞に成行これ池中
の情景なり橋下を橋下芸者と唱ふ
外数多の手色演じて大都繁を極張すれども町人を

驚かしめ事なれ舞台を浮かし浮舟まで八方の一
隅を立て主樹すに此人も見かねて変化
の座を作り出ハ大たる者に成府の法度大事事
明細なり畢竟長く申述ハ紙幅
多くも惜しく略述仕り先ハ
座敷に諸仕物なり仕り外
うつり風流なるしと成人見て
も座敷を作り
彩の座を作り
作り桜に銀杏

余か在處ハ不便なりし事邪の用人更して不便よりいたすなり

白牛を母の化身といふものを殺死の辨

寛にかゝりし者は何某といふもの丹後竹野郡
のものなりしが母病死すること四回忌の頃夏のころにて
送葬せすを得す今は情国下田村にいたつて農業
士左衛門か飼の牛をぬすみしにけり哭とて
家の主のことく養育を許しこれより大事にする
事ハ只死後清瀬のためにとつれ出しくれよとて
養させ置る村田村に知らせ士左衛門に許しをいふ

則白牛を買取りて死後清瀬の為に諸国順りす
なりとて示して法会ありて後白牛を引つれて母
ことく養育するを人情ありて諸国に施しける観
世音の尊容にまゐりて病をいたはりすまして物ハ不念す
と思ひし日に乃御利益を得ける村里の皆是これを信せし
み則めし捕て吟味するに邪なる計略まれて白牛
を買とり母の化身といつはりけるを観世音の尊像
と偽りて衆を欺きし白状するにそ則入牢村家
残らす佐渡の例を以て仕置し母をも当所にて成敗したる
罪悟りて死刑せらるゝ人の悲しみ例えも此上なきのこと

[illegible]死刑ヲ乃至[illegible]きとあり法定
すること変更法令上[illegible]に[illegible]に法定文れ
[illegible]と命セラレ而シテ上書民間ニ[illegible]
[illegible]法律を勅令ヲ以テ別段ニ[illegible]
[illegible]に[illegible]書[illegible]
[illegible]文面

世[illegible]高生[illegible]法律の[illegible]即[illegible]
[illegible]例[illegible]
[illegible]者[illegible]
[illegible]者ハ[illegible]法[illegible]別[illegible]
[illegible]高生[illegible]以[illegible]大逆[illegible]不

孝のとなり知ハ[illegible]
[illegible]法[illegible]
死刑[illegible]
又曰[illegible]天下の[illegible]
の例[illegible]
[illegible]
[illegible]死[illegible]
法世と[illegible]
[illegible]
孝[illegible]

[illegible]

又曰古[illegible]仕事の取い[illegible]乃ち[illegible]
ら[illegible]市き進敬たうへ[illegible]
世[illegible]れ寸へき[illegible]なく歩るを[illegible]す書
[illegible]か主[illegible]にの[illegible]
[illegible]国格[illegible]へたうれい[illegible]
[illegible]なれ[illegible]毋を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

府を越れ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

是を学ぶよしなきゆえに
[illegible]
[illegible]
[illegible]

上人し法師を[illegible]人八[illegible]和尚の要[illegible]を聞し
遠邦異民の和尚之はらくも無人[illegible]
尹の宦人信者[illegible]
と文武の位[illegible]上八天文下八地の利小道
人の和を[illegible]人八[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

或を伝うけし八法と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

梅をらるゝかの牛ハつゐに
なりしやとゝ人なり
傳ヲ曰白牛のあるを
をりし能ハ今義のゝ
者梅何しのゝ歩行
月をゝ
なりしなり

東記ヲ記年 冬拾五年

早稲田大学図書館
011888000650